

副首都推進局長様
健康医療部長様
教 育 長 様

福 祉 部 長

令和7年度大阪府障がい者虐待防止・権利擁護研修<学校・保育所等の長、
医療機関の管理者等Bコース>に係る周知依頼について

日頃より、障がい福祉行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

障害者虐待防止法において、学校の長、保育所等（保育所、認定こども園及び認可外保育施設）の長、医療機関の管理者は、研修の実施等の間接的防止措置の実施が義務付けられています。

これに関し、学校の長等の障がい者虐待防止の意識を醸成し、間接的防止措置を適切に果たすことができるようにする観点から、令和2年7月29日付け事務連絡にて、今後の都道府県障がい者虐待防止・権利擁護研修については本来の研修受講生の受講に差し支えの無い範囲で、学校・保育所等・医療機関・放課後児童クラブ等の関係者も受講対象として検討するよう、厚生労働省障害福祉課より、別添のとおり依頼されているところです。

当部障がい福祉室では例年、府内の障がい福祉サービス事業所等を対象に、標記研修を開催しており、今年度の研修の受講対象者について検討した結果、講義については医療機関、学校の長等も受講対象とすることといたしました。

つきましては、医療機関、学校等の関係者で障がい者虐待防止を中心的に推進すべき方々に、障がい者虐待防止、権利擁護の理解のために本研修を受講いただくため、貴所属所管の関連施設に対し、別添通知文及び募集要項を広く周知くださいますよう御協力よろしくお願ひいたします。

<大阪府行政オンラインシステム>

令和7年度大阪府障がい者虐待防止・権利擁護研修【学校・保育所等の長、医療機関の管理者等（講義）Bコース】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/a674f96a-710c-4463-86e8-fd3e0f60a561/start>

QRコード



（参考）【募集案内URL（大阪府ホームページ）】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/chiikiseikatsu/shogai-chiki/kenriyougokenshu.html>

【連絡先】

大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課権利擁護グループ

担当：小松・蔭山

電 話：06-6944-6271

ファクシミリ：06-6942-7215

メールアドレス：KageyamaT@mbox.pref.osaka.lg.jp

研修受講対象者 各位

大阪府福祉部障がい福祉室
障がい福祉企画課長

令和7年度大阪府障がい者虐待防止・権利擁護研修<学校・保育所等の長、
医療機関の管理者等Bコース>の開催について(通知)

日頃より、大阪府障がい福祉行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

本府では、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、障害者虐待防止法という。)」に基づき、障がい者虐待の防止に関する基礎知識や障がい者の権利擁護に関する意識啓発、障がい者虐待の防止のための組織・運営体制の整備について、理解を深めるため研修を行っています。

障害者虐待防止法においては、学校の長、保育所等(保育所、認定こども園及び認可外保育施設)の長、医療機関の管理者は、研修の実施等の間接的防止措置の実施が義務付けられており、学校の長等の障がい者虐待防止の意識を醸成し、間接的防止措置を適切に果たすことができるようにする観点から、令和2年7月29日付け事務連絡にて、今後の都道府県障がい者虐待防止・権利擁護研修については本来の研修受講生の受講に差し支えの無い範囲で、学校・保育所等・医療機関・放課後児童クラブ等の関係者も受講対象として検討するよう、厚生労働省障害福祉課より依頼されているところです。

この度、厚生労働省の「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」の内容を踏まえて、府内の医療機関、学校等の関係者で障がい者虐待防止を中心的に推進すべき方を対象に、標記研修をオンラインにより実施いたします。

標記研修に参加を御希望される方は、別添募集要項を確認の上、大阪府行政オンラインシステムより申込みください。

- 研修内容・申込み方法に関しては、別添【**募集要項**】を御確認ください。
- 受付は募集要項内に記載している『大阪府行政オンラインシステム』からの申込みのみになりますので御注意ください。
- 募集期間は【**令和7年9月1日(月)10:00から9月26日(金)23:59まで**】です。

<大阪府行政オンラインシステム>

令和7年度大阪府障がい者虐待防止・権利擁護研修【学校・保育所等の長、医療機関の管理者等(講義)Bコース】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/a674f96a-710c-4463-86e8-fd3e0f60a561/start>

QRコード



(参考)【募集案内URL(大阪府ホームページ)】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/chiikiseikatsu/shogai-chiki/kenriyougokenshu.html>

【連絡先】

大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課権利擁護グループ
担当:小松・蔭山

電 話:06-6944-6271

ファクシミリ:06-6942-7215

メールアドレス:KageyamaT@mbox.pref.osaka.lg.jp

令和7年度 障がい者虐待防止・権利擁護研修 募集要項

<学校・保育所等の長、医療機関の管理者等 B コース>

1. 目的

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」に基づき、障がい福祉サービス事業所等において、障がい者虐待の防止に関する基礎知識や障がい者の権利擁護に関する意識啓発、障がい者虐待の防止のための組織・運営体制の整備について、理解を深めるための研修。

本研修は必須研修ではありません。本研修の内容を、事業所内での虐待防止の措置や研修等の実施に活用いただくことを目的としています。

2. 対象者

間接的防止措置先である学校、保育所等、医療機関において、研修内容を職場内職員に伝達・周知できる方。（講義の内容は障がい福祉サービス事業所等の方向けの内容となります）

障害者虐待防止法において、学校の長、保育所等（保育所、認定こども園及び認可外保育施設）の長、医療機関の管理者は、研修の実施等の間接的防止措置の実施が義務付けられています。

本研修は、できるだけ管理者の方の受講をお願いしておりますが、事業所内に周知いただける方であれば管理者以外の職員の方も受講いただけます。

大阪府外の事業所の方は受講いただくことができません。

3. 研修日程と実施方法

講義：動画配信（YouTube）

令和7年10月27日（月）14:00～令和7年12月19日（金）18:00

講義に係る受講後アンケート

令和7年10月27日（月）～令和7年12月19日（金）

内 容	日 程	実施方法（時間は予定）
【講義】	令和7年10月27日（月）14:00 ～ 令和7年12月19日（金）18:00	動画配信（YouTube）

厚生労働省及び大阪府作成のYouTube動画をそれぞれ視聴いただきます。

受講決定者宛てに別途視聴先URLを送付します。

4. 受講コース及び受講定員

対象者	受講コース	定員
学校、保育所等、医療機関に従事している方等	講義 + 受講後アンケート	なし

1事業所あたり1名でお申込みいただき、事業所内で動画・資料の共有や伝達研修等を実施していただきますようお願いいたします。

5. 受講費用

無料。ただし、インターネット等の通信料や研修で使用する資料の印刷代等、受講にかかる費用は受講者のみなさまの負担になります。

6. 研修内容（内容や表題は今後変更になる可能性があります）

項目	内容・備考等（予定）	時間
講義・動画配信 (YouTube) 令和7年10月27日(月)～12月19日(金)の期間内にご視聴ください。 厚生労働省及び大阪府作成の動画をそれぞれ視聴いただきます。 受講決定者宛てに別途視聴先URLを送付します。	「障害者虐待総論・成立までの経過、社会的意義」	30分
	「障害者虐待防止法の概要」	45分
	「性的虐待の防止と対応」	30分
	「身体拘束等の適正化の推進」	30分
	「通報の意義と通報後の対応 ～通報はすべての人を救う～」	30分
	「法人・事業所の理念と管理者の役割」	30分
	「虐待を防止するための日常の取組みについて」	30分
	「虐待を防止するための日常の取組みについて ～身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上～」	30分
	「通報プロセスについて(通報した場合の準備含む)」	30分
	「障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割」	30分
	「虐待防止委員会の実際の運営について」	30分
	「当事者の声」	30分
大阪府作成	「大阪府内の障がい者虐待の状況」	15分
	「ヤングケアラーの現状と取組み」	30分
受講後アンケート 令和7年10月27日(月)～12月19日(金)の期間内にご回答ください。	オンラインシステムにて、アンケートを回答していただきます。 回答先URLについては後日案内いたします。 60分でタイムアウトし、途中で一時保存ができないため、Word等に適宜保存する等、対応してください。	

7. 受講申込方法

大阪府行政オンラインシステムによりお申込みください。

なお、研修を受講するにあたり配慮を要する方は、申込時にその旨ご入力ください。

FAXやメール、郵送での申込みは受け付けていません。

受付期間を過ぎると申込み用URLが無効になります。入力項目が多数ございますので、時間に余裕をもってお申込みくださいますようお願いいたします。

<受付期間>

令和7年9月1日(月)10:00から9月26日(金)23:59まで

・大阪府ホームページの「大阪府行政オンラインシステム」から申込みができます。「大阪府 権利擁護研修」で検索してください。もしくは下記URL又はQRコードからアクセスしてください。

- ・申込みにあたっては、下記の【よくあるお問合せ】を必ずご確認ください。
- ・講義動画のURLをお送りしますので、動画視聴可能なメールアドレスを入力して申込みください。
- ・申込み完了後、自動返信メールがシステムメールアドレスから届きます。
- ・ご自身のメールアドレスの入力間違いには十分ご注意ください。

<大阪府行政オンラインシステム>

令和7年度大阪府障がい者虐待防止・権利擁護研修【学校・保育所等の長、医療機関の管理者等（講義）Bコース】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/a674f96a-710c-4463-86e8-fd3e0f60a561/start>

QRコード



8. 申込み後から受講までの流れ（現時点の予定のため、前後する可能性があります。）

受講決定通知、講義動画視聴用URL及び研修資料の公開等について適宜メールにて送付します。

メールは以下のメールアドレスから行いますので、予め受け取れるよう設定のうえでお待ちくださいま
すようお願いします。

syogaikikaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp

- 10月17日（金）予定：受講決定通知の送付
- 10月27日（月）14:00予定：講義動画視聴用YouTube URL 及び資料の送付

9. 個人情報の保護

本研修において知り得た個人情報については、研修の実施に必要な情報として用いることとし、それ以外
の目的には使用いたしません。

10. その他

- ・本研修は、資格研修及び必須の研修ではありません。修了証書の交付はありません。
- ・本要項上の対象者とならない方からのお申込みがあった場合は、申込み完了後であっても受講を
キャンセルさせていただきますのでご了承ください。
- ・事前に研修方法の変更や延期・中止が決定した場合など、各種お知らせは、大阪府ホームページ
「令和7年度障がい者虐待防止・権利擁護研修の開催について」内に掲載します。
- ・講義動画のURLや研修資料には著作権があり、拡散禁止です。事業所内での資料の共有
に限ります。

11. 受講問合せ

- 研修の申込みに関すること

府民お問合せセンター（ピピっとライン）

電話 06-6910-8001 9:00～18:00（土日祝日を除く）

○研修の内容に関すること

大阪府福祉部障がい福祉室 障がい福祉企画課 権利擁護グループ（担当：小松、蔭山）
 メール syogaikikaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp
 件名は『（問合せ）大阪府障がい者虐待防止・権利擁護研修』としてください。
 本文中に『事業所名』『受講予定者氏名』を明記の上、
 問合せ内容をご記入いただき、上記アドレス宛てにお送りください。

事務局では、視聴環境を整えるための技術的な問合せ（インターネット、パソコン等の設定操作等）はお受けできません。

（参考）

<大阪府ホームページ「令和7年度障がい者虐待防止・権利擁護研修の開催について」>

URL <https://www.pref.osaka.lg.jp/chiiikiseikatsu/shogai-chiki/kenriyougokenshu.html>

【よくあるお問合せ】

質問	回答
Q1.障がい福祉サービス事業所等だが、講義のみを受講したいためBコースで申し込んでよいのか？	申込みできません。 Bコースの申込み対象者は、間接的防止措置先である学校、保育所等、医療機関です。障がい福祉サービス事業所等におかれましてはAコースでの申込みとなります。
Q2.昔受講したことがあるが、今年も受講可能か？	過去の受講の有無を問わずご受講いただけます。
Q3.同じ事業所から2名で申込みたいが可能か？	1つの事業所から1名までの申込みとしてください。 また、同一法人で複数の事業所から申し込む場合は、それぞれ大阪府行政オンラインシステムのアカウントが必要となります。
Q4.期間内に申込みが完了したら、全員受講が可能か？	期間内に申込みが完了していれば、全員受講いただけます。講義動画のURL・資料を受講者にメールで送付しますので、お申込みは1つの事業所から1名までとしますが、事業所内での動画・資料の共有に活用いただくことは可能です。
Q5.事業所は他府県だが大阪府に住んでいる。受講可能か？	所在地が大阪府内である事業所の方を対象にしていますので、他府県に事業所がある場合は受講いただけません。
Q6.講義動画の視聴に要する時間はどれくらいか？	講義動画が14テーマ（厚生労働省作成：12テーマ、大阪府作成：2テーマ）で合計約7時間です。（撮影状況により、当初予定より前後する可能性があります。ご了承ください。） テーマごとに視聴いただくなど、動画の視聴を数日に分けていただいてもかまいません。計画的にご視聴ください。
Q7.研修動画はいつ視聴すればよいのか？	10月27日（予定）の動画公開後に、2か月程度の視聴期間を設けますので、公開期間中であればいつでもご視聴いただいても構いません。